

## 江戸川区みどりの基本計画改定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に基づき策定した江戸川区みどりの基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を改定するため、江戸川区みどりの基本計画改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、みどりの基本計画の改定案について、江戸川区におけるみどりの現状及び社会情勢等の把握並びにこれまでの当該計画に基づく施策の取組状況を踏まえ、評価及び分析を行い、その検討結果を江戸川区長（以下「区長」という。）に報告する。

### (委員会)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募区民
- (4) 江戸川区職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第1項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からみどりの基本計画の改定が完了する日までとする。

### (招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議は、非公開とする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は委員長

の決するところとする。

- 5 委員長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。）により、委員会に出席することができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、環境部水とみどりの課に置く。

（報償）

第7条 第3条の委員（江戸川区職員を除く。）に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。